平成２７年（フ）第１９９９号
福島県白河市板橋字戸立石31番１
破産者　株式会社福郷
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７００号
埼玉県和光市広沢１番20号自衛隊、開始決定時の住所東京都武蔵村山市学園３丁目102番地マンション田島501号
破産者　高橋　輝雄
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５３５号
横浜市中区伊勢佐木町７丁目155番地３　シティマンションオリエント伊勢佐木町303号室、開始決定時の住所横浜市中区本牧原３番２―904号
破産者　菊水　英彦
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９号
京都府与謝郡与謝野町字男山334番地の１
破産者　株式会社望建築事務所
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１６号
北九州市戸畑区銀座１丁目６番23号
破産者　株式会社九州工業所
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１０号
鹿児島県垂水市新御堂1091番地、開始決定時の住所鹿児島県垂水市田神408番地５
破産者　森永　　徹
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
鹿児島県垂水市新御堂1091番地、開始決定時の住所鹿児島県垂水市田神408番地５
破産者　森永　康枝
１　決定年月日　平成28年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６０３号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目14番11号
破産者　小戸田雄一
１　決定年月日　平成28年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０９号
札幌市清田区真栄５条４丁目６番８号
破産者　三木　洋一
１　決定年月日　平成28年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字小谷地352番地８　アゼイリア１Ａ号、従前の住所仙台市青葉区一番町２丁目11番６―301号
破産者　小野　和歌（旧姓安藤）
１　決定年月日　平成28年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
山梨県甲府市西高橋町277番地ソレイユ甲府、開始決定時の住所山梨県甲斐市西八幡3753番地３
破産者　佐藤　義興
１　決定年月日　平成28年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字小浜348番地１
破産者　賀須井雅規
１　決定年月日　平成28年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第２０９号
広島市安佐南区西原４丁目13番６―102号
破産者　福傳　　豊
１　決定年月日　平成28年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５９号
福岡市西区姪の浜３丁目５番13―201号
破産者　中下　志郎
１　決定年月日　平成28年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７２０号
神奈川県平塚市天沼２番31号　ラフィーヌ天沼103号
破産者　宮川　俊哉
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１３号
横浜市都筑区中川２丁目９番９―306号
破産者　長谷　　浩
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３３号
東京都港区高輪２丁目13番６―1005号
破産者　氏山　明彦
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０号
長崎県佐世保市鹿町町深江289番地28
破産者　若井　　勝
１　決定年月日　平成28年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係